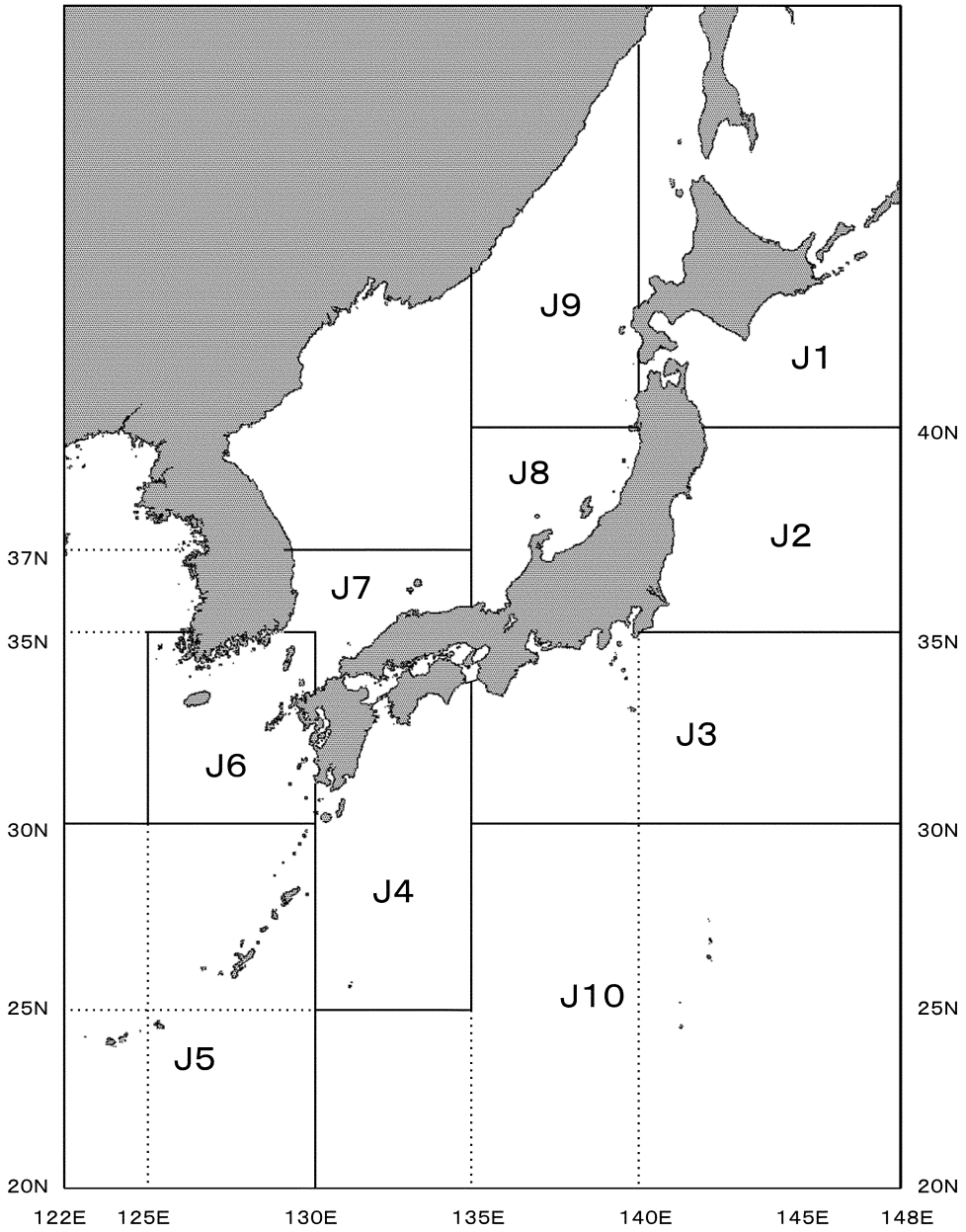
（別図）



公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１０８号

愛知県犬山市大字塔野地字東浦17番地
債務者　亀井　琴子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　雅宜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１６６号

大阪市東住吉区山坂４丁目16番６号
債務者　佐呼こと　谷　　幸子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　弘子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３８８号

広島市東区矢賀３丁目12番５号
債務者　横山慎太郎
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　和俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３号

山梨県甲府市伊勢１丁目４番11号
債務者　中田　國明
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６９号

三重県津市高茶屋小森町1662番地６
債務者　松本　　茂
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７８号

三重県名張市平尾3073番地　ドリームハイツＧＭ201、住民票上の住所大阪府豊中市曽根東町１丁目11番46―514号
債務者　ＳＴＣ佐藤設備こと　佐藤　敏一
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第７号

和歌山県日高郡由良町大字神谷279番地、申立前の住所和歌山県日高郡由良町大字神谷360番地の１
債務者　大吉水産こと　中山久壽美
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪本　康文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月28日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
和歌山地方裁判所御坊支部